

子ども・子育てに関する提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築について

(1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。

(2) 子育て支援に関する補助制度の創設及び実施に当たっては、都市自治体の実情や意見を十分に踏まえたうえで、早期の情報提供と準備期間の確保に配慮すること。

(3) 妊娠・出産に関する国の相談窓口を整備し、その周知を図ること。

また、都市自治体や医療機関等における相談体制等を充実するための支援を行うこと。

(4) 育児休業を取得しやすい環境を整備するため、その実態や課題を明らかにしたうえで、効果的な対策方針を早急に示すとともに、雇用主への財政支援等、必要な措置を講じること。

また、育児休業制度の充実や子育て支援を目的とした企業の労働環境整備に対する支援の充実等、労働政策の観点から実効ある支援策を講じること。

(5) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(6) 若年妊産婦が社会的自立を果たすため、必要な支援策を講じること。

(7) 母子保健事業について、十分な財源を確保し、補助拡大等の措置を講じるなど、制度運用に必要な支援を行うこと。

2. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要となる1兆円超の財源を

確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 子ども・子育て支援新制度に係る国の財政負担の拡充を図るとともに、制度の簡素化を図り、都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について

1) すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

2) 地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

3) 貸借料加算について、地域の実態に即した区分を設けるとともに、対象を拡充すること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

また、教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分を撤廃すること。

(6) 障害児の受入れや適切な支援に必要となる保育士や看護師等の人材確保について、十分な財政措置を講じること。

また、保育形態ごとに異なる補助事業を一本化すること。

(7) 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

(8) 子ども・子育て支援交付金について、都市自治体が地域の実情に即した支援施策を実施できるよう、補助対象や補助基準額の拡充を図ること。

(9) 子ども・子育て支援整備交付金の補助基準額について、実情に即した見直しを行うこと。

- (10) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、
公的に証明する仕組みの構築を図ること。
- (11) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項を精査し、見直しを図ること。
- (12) 保育標準時間と保育短時間の区分について、一元化を含む制度の見直し
を図ること。
- (13) 幼稚園における預かり保育の提供体制を確保するため、財政措置を拡充
すること。

特に、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業については、地
域の実情に応じた活用が図られるよう要件を緩和すること。

- (14) 企業主導型保育事業の地域住民枠の保育料及び利用定員について、地域
の実情を踏まえた設定となるよう配慮すること。
- (15) 公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び
公私連携型保育所について、認可施設と同等に法令に位置付けるとともに、
社会福祉施設職員等退職手当共済法上の対象施設として追加すること。
- (16) 妊婦健康診査について、未受診者の解消及び産後の健康管理等を含めた
検査内容の充実を図るとともに、十分な財政措置等を講じること。
- (17) 児童手当について
 - 1) 都市自治体の事務負担を軽減するとともに、十分な財政措置を講じる
こと。
 - 2) 特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
 - 3) 資格認定のあり方について、見直しも含めて検討すること。

3. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、様々な課題に対し、P D C Aサイ
クルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き
続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・
改善を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないよう、事務費等に対する十分
な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

- (2) 幼児教育・保育の無償化の財源について、これまでの国と地方の協議を
踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
- (3) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国の責任において、財

政支援を含めた必要な措置を講じること。

- (4) 在宅で育児を行う世帯等、多様な保育形態の公平性に配慮し、必要な財政措置を講じること。
- (5) 食材料費について、都市自治体や保護者等の負担軽減を図るため、必要な財政措置を講じること。
- (6) 無償化を契機に、家庭における養育が安易に放棄されることがないよう、家庭での養育の重要性とともに適切な保育サービス利用に向けた啓発を行うこと。

4. 保育対策について

- (1) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

(2) 保育人材の育成・確保について

- 1) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- 2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、休暇代替保育士や事務職員の配置等、労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。
- 3) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や修学資金・就職準備金等の貸付制度の拡充等、総合的な取組を強化すること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士宿舎借上げ支援事業の充実等、必要な措置を講じること。

- (3) 保育所の適正な運営を確保し、保育の質の向上を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を適切に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

- (4) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保したうえで、十分な財政措置を講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。
- また、被災自治体が保育所の大規模修繕等を速やかに実施できるよう、保育所等整備交付金の国庫補助率を嵩上げすること。
- (5) 認定こども園の施設整備に係る補助制度について、国の所管を一本化するとともに、財政措置を拡充すること。
- (6) 保育所等における食物アレルギーへの対応を強化するため、調理員の配置基準の見直しや栄養士の配置促進等、必要な措置を講じること。
- (7) 安心して子育てできる環境を確保するため、年度途中の入所予約に対応する保育士の雇用に要する費用について、財政措置を講じること。
- (8) キッズゾーンの設定については、取組の推進に向けた支援制度を創設すること。

5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

- (1) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置を拡充すること。
- また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。
- (2) 地域の実態に対応して放課後児童支援員を確保するため、処遇改善事業における補助基準額を増額すること。
- また、希望する市町村における認定資格研修の実施を可能とすること。
- (3) 学校施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進し、地域の実態を踏まえた柔軟かつ弾力的な運営が可能となるよう、建築基準法等の規制を緩和するとともに、施設整備等に係る補助対象を拡充すること。
- (4) ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料の補助制度を設けるとともに、財政措置を講じること。

6. 地域における子育て支援拠点としての機能が十分に発揮できるよう、児童館の運営及び施設整備について、十分な財政措置を講じること。

7. 児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・

早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化を図るため、専門職の配置に係る財政支援や研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策の提示、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動等、総合的な支援措置の充実を図ること。

特に、子ども家庭総合支援拠点等の整備及び運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象の拡充等、十分な財政措置を講じること。

(2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を講じること。

なお、中核市等における児童相談所の設置については、地域の実態を踏まえて都市自治体がその必要性を判断するものであることから、設置を目指す都市自治体の後押しとなるよう、施設整備や人材確保等に対する支援の充実を図ること。

(3) 都市自治体が関係機関等と緊密な連携を図ることができるよう、役割分担の明確化等、必要な措置を講じること。

(4) 児童養護施設等を退所した児童について、退所後に安定した生活が維持できるよう、自立支援に向けた施策の充実を図ること。

また、各施設において実施する退所児童等に対する相談支援等のアフターケア事業について、財政措置の拡充を図ること。

(5) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるため、必要となる職員数を配置できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善を推進するため、財政措置の拡充等、必要な措置を講じること。

(6) 母子生活支援施設について、運営の安定化を図り、母子の自立に向けた適切な支援に支障を来すことがないよう、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行うこと。

8. 子どもの貧困対策の推進について

(1) すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じる

こと。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、必要な財政措置を講じること。

- (2) 子ども食堂の開設や運営が安定的かつ効率的に行えるよう、財政面も含めた包括的な支援制度を創設すること。

9. ひとり親家庭への支援施策について

- (1) 児童扶養手当について

- 1) 十分な財源を確保し、国庫負担割合を引き上げたうえで、支給額を増額すること。

- 2) 所得制限限度額を緩和するとともに、一部支給停止措置を見直すこと。

- 3) 児童扶養手当と公的年金の併給について、調整手続きの簡素化等を図ること。

- 4) 不正受給防止のため、事実婚等に係る審査基準の明確化を図ること。

- (2) ひとり親家庭への支援の充実に向け、教育、生活、就労及び経済的支援等に係る十分な財政措置を講じること。

また、ひとり親への就労支援として、雇用機会の拡充、雇用形態と賃金水準の改善、就労継続しやすい雇用環境の確保やひとり親の採用目標値の設定等、雇用主の理解と協力を得られる支援策を打ち出すこと。

- (3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

10. 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

なお、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

11. 新型コロナウイルス感染症関係について

- (1) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担や副食費の日割減額分について、必要な財政措置を講じること。

- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育等で生じた追加費用について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 幼稚園、保育所等の新型コロナウイルス感染症対策に係る通知や補助金について、国の窓口を一本化すること。
- (4) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。
- (5) 保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の児童福祉施設に従事する職員について、慰労金を支給すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中においても質の高い保育を維持するため、保育士の更なる処遇改善及び十分な給与水準の確保に必要な財政措置を講じること。
- (7) 乳幼児健診における新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用について、集団健診での実施した場合についても財政措置を講じること。
- (8) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じるとともに、子育て短期支援事業について、慢性的に不足しているショートステイ床の増床を図れるよう、財政措置を含め、更なる支援策を講じること。
- (9) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り残された保育を要する児童等を受け入れるための体制を整備すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例措置分については、令和元年度同様、国の責任において全額措置すること。
- (11) 病児保育事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用児童数が大幅に減少し、運営に支障を来していることから、安定した事業運営が図れるよう必要な財政措置を講じること。
- (12) 出産及び子育てが安心してできるよう妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。
- (13) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。